

令和 2 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国民健康保険特別会計予算	29
食肉センター特別会計予算	35
卸売市場特別会計予算	39
渡船特別会計予算	43
土地区画整理特別会計予算	47
土地区画整理事業清算特別会計予算	53
港湾整備特別会計予算	57
公債償還特別会計予算	63
住宅新築資金等貸付特別会計予算	67
土地取得特別会計予算	71
駐車場特別会計予算	75
母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	79
産業用地整備特別会計予算	83
漁業集落排水特別会計予算	87

介護保険特別会計予算	91
空港関連用地整備特別会計予算	99
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	103
臨海部産業用地貸付特別会計予算	107
後期高齢者医療特別会計予算	109
市民太陽光発電所特別会計予算	113
市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	117
上水道事業会計予算	121
工業用水道事業会計予算	129
交通事業会計予算	133
病院事業会計予算	137
下水道事業会計予算	141
公営競技事業会計予算	147

一 般 会 計

令和2年度北九州市一般会計予算

令和2年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 570,298,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 市 税		176,236,300 <small>千円</small>
	1 市 民 税	75,143,000
	2 固 定 資 産 税	71,537,000
	3 軽 自 動 車 税	2,047,300
	4 市 た ば こ 税	7,003,000
	5 鉱 産 税	28,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	7 入 湯 税	28,000
	8 事 業 所 税	7,264,000
	9 都 市 計 画 税	12,240,000
	10 環 境 未 来 税	670,000

款	項	金額
	11 宿 泊 税	275,000 ^{千円}
2 地 方 譲 与 税		3,247,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,132,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,602,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	92,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	340,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	20,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	61,000
3 利 子 割 交 付 金		91,000
	1 利 子 割 交 付 金	91,000
4 配 当 割 交 付 金		558,000
	1 配 当 割 交 付 金	558,000

5	株式等譲渡所得割交付金		191,000
		1	株式等譲渡所得割交付金
6	分離課税所得割交付金		131,000
		1	分離課税所得割交付金
7	法人事業税交付金		1,055,000
		1	法人事業税交付金
8	地方消費税交付金		22,561,000
		1	地方消費税交付金
9	ゴルフ場利用税交付金		42,000
		1	ゴルフ場利用税交付金
10	自動車取得税交付金		10
		1	自動車取得税交付金
11	環境性能割交付金		612,000

款	項	金 額
	1 環境性能割交付金	612,000 ^{千円}
12 軽油引取税交付金		5,652,000
	1 軽油引取税交付金	5,652,000
13 国有提供施設等 所在市町村助成交付金		25,000
	1 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	25,000
14 地方特例交付金		1,090,000
	1 地方特例交付金	1,090,000
15 地方交付税		62,000,000
	1 地方交付税	62,000,000
16 交通安全対策特別交付金		362,000
	1 交通安全対策特別交付金	362,000
17 分担金及び負担金		2,976,361

	1 負 担 金	2,976,361
18 使用料及び手数料		16,282,838
	1 使 用 料	11,609,375
	2 手 数 料	4,673,463
19 国庫支出金		110,441,800
	1 国 庫 負 担 金	89,665,641
	2 国 庫 補 助 金	20,440,939
	3 委 託 金	335,220
20 県支出金		29,977,243
	1 県 負 担 金	22,615,386
	2 県 補 助 金	5,411,534
	3 委 託 金	1,950,323
21 財産収入		7,133,564

款	項	金額
	1 財産運用収入	845,238
	2 財産売却収入	6,288,326
22 寄附金		1,042,088
	1 寄附金	1,042,088
23 繰入金		14,323,491
	1 特別会計繰入金	235,700
	2 基金繰入金	14,087,791
24 繰越金		10
	1 繰越金	10
25 諸収入		57,672,395
	1 延滞金加算金及び過料	163,758
	2 市預金利子	640

	3 貸付金元利収入	44,399,421
	4 受託事業収入	217,940
	5 収益事業収入	5,600,000
	6 雑収入	7,290,636
26 市債		56,594,900
	1 市債	56,594,900
歳入合計		570,298,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,657,481 ^{千円}
	1 議 会 費	1,657,481
2 総 務 費		44,852,760
	1 総 務 職 員 費	18,682,877
	2 総 務 管 理 費	3,925,691
	3 企 画 費	13,277,002
	4 市 民 費	4,305,489
	5 徴 税 費	1,646,152
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,428,346
	7 選 挙 費	596,347
	8 統 計 調 査 費	525,053

	9 人 事 委 員 会 費	203,586
	10 監 査 委 員 費	262,217
3 保 健 福 祉 費		161,844,804
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,691,259
	2 社 会 福 祉 費	63,999,990
	3 公 衆 衛 生 費	9,381,079
	4 環 境 衛 生 費	1,361,996
	5 保 健 所 費	870,407
	6 生 活 保 護 費	45,730,089
	7 災 害 救 助 費	5,703
	8 繰 出 金	31,804,281
4 子 ども 家 庭 費		70,751,799
	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,626,440

款	項	金額
	2 子ども家庭費	66,108,938
	3 繰出金	16,421
5 環境費		16,734,194
	1 環境職員費	3,477,073
	2 環境費	13,257,121
6 労働費		416,115
	1 労働諸費	416,115
7 農林水産業費		2,234,224
	1 農林水産業職員費	581,568
	2 農業費	919,673
	3 林業費	233,038
	4 水産業費	467,992

	5 繰 出 金	31,953
8 産 業 経 済 費		54,673,371
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,533,174
	2 産 業 学 術 費	51,085,336
	3 観 光 振 興 費	1,746,359
	4 繰 出 金	308,502
9 土 木 費		40,918,336
	1 土 木 職 員 費	4,793,537
	2 土 木 管 理 費	776,915
	3 道 路 橋 り よ う 費	16,255,432
	4 河 川 費	3,991,838
	5 都 市 計 画 費	14,131,846
	6 繰 出 金	968,768

款	項	金 額
10 港 灣 費		6,627,234 ^{千円}
	1 港 灣 職 員 費	1,355,749
	2 港 灣 管 理 費	1,061,931
	3 港 灣 整 備 費	3,644,154
	4 埋 立 費	565,400
11 建 築 行 政 費		9,053,177
	1 建 築 職 員 費	1,660,377
	2 建 築 管 理 費	4,422,098
	3 住 宅 建 設 費	2,970,702
12 消 防 費		12,781,540
	1 消 防 費	12,781,540
13 教 育 費		70,784,125

	1 教 育 職 員 費	53,277,862
	2 教 育 総 務 費	1,516,927
	3 小 学 校 費	7,209,580
	4 中 学 校 費	4,658,892
	5 高 等 学 校 費	148,964
	6 特 別 支 援 学 校 費	2,040,252
	7 幼 稚 園 費	86,846
	8 専 修 各 種 学 校 費	57,356
	9 社 会 教 育 費	1,123,991
	10 保 健 体 育 費	663,455
14 災 害 復 旧 費		791
	1 鉦 害 復 旧 費	791
15 諸 支 出 金		76,668,049

款	項	金額
	1 公債償還特別会計繰出金	68,117,632 ^{千円}
	2 公 営 企 業 費	7,077,417
	3 基 金 積 立 金	1,473,000
16 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	570,298,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 ボ イ ラ ー 更 新 事 業	令 和 3 年 度	43,800 ^{千円}
本 庁 舎 警 備 業 務	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	264,000
(仮 称) 平 和 資 料 館 建 設 事 業	令 和 3 年 度	319,100
公 用 車 リ ー ス 経 費 (技 術 監 理 業 務)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 9 年 度	4,000
公 用 車 リ ー ス 経 費 (財 政 管 理 業 務)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 9 年 度	7,300
職 員 研 修 業 務 委 託 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	97,200
市 政 テ レ ビ 制 作 及 び 放 送 委 託 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	81,200
市 政 ラ ジ オ 制 作 及 び 放 送 委 託 経 費	令 和 3 年 度	10,800
メ ー ル セ ン タ ー 管 理 運 営 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	60,000
領 収 済 通 知 書 等 読 取 装 置 借 上 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	22,000
公 用 車 リ ー ス 経 費 (若 松 区 分)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 9 年 度	39,900

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（八幡東区分）	自 令和3年度 至 令和9年度	30,800 ^{千円}
総務事務センター委託経費	自 令和3年度 至 令和7年度	945,000
行政情報検索サービス経費	令和3年度	11,900
電子申請システム利用経費	自 令和3年度 至 令和7年度	27,000
テレワーク推進事業	自 令和3年度 至 令和4年度	10,200
若松市民会館大規模改修事業	令和3年度	390,000
北九州芸術劇場改修事業	令和3年度	98,000
スポーツ施設改修事業	令和3年度	81,000
公用車リース経費（スポーツ振興業務）	自 令和3年度 至 令和5年度	500
博物館ネットワーク機器更新経費	自 令和3年度 至 令和7年度	32,500
ウーマンワークカフェ北九州運営事業	自 令和3年度 至 令和4年度	40,000
城野市民センター建替事業	令和3年度	151,700

公用車リース経費(市民活動サポートセンター)	自 令和 3 年 度 至 令和 8 年 度	1,300
公用車リース経費(市民総務業務)	自 令和 3 年 度 至 令和 9 年 度	8,900
若松生涯学習センター大規模改修事業	令和 3 年 度	133,000
法人市民税申告書等作成経費	令和 3 年 度	3,000
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 3 年 度 至 令和 4 年 度	14,000
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 3 年 度 至 令和 4 年 度	11,000
固定資産税納税通知書作成経費	令和 3 年 度	6,200
地方税ポータルシステム利用経費	自 令和 3 年 度 至 令和 7 年 度	31,200
住民基本台帳ネットワーク関連機器リース経費	自 令和 3 年 度 至 令和 7 年 度	9,300
統計調査員管理システム保守・運用事業	自 令和 3 年 度 至 令和 4 年 度	360
公用車リース経費(区役所保健福祉業務)	自 令和 3 年 度 至 令和 8 年 度	1,100
養護老人ホーム整備補助事業	令和 3 年 度	105,000
第2夜間・休日急患センター 医事会計システムリース経費	自 令和 3 年 度 至 令和 6 年 度	3,400

事 項	期 間	限 度 額
理 化 学 機 器 リ ー ス 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 10 年 度	27,300 ^{千円}
水 質 検 査 機 器 リ ー ス 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 10 年 度	5,200
斎 場 大 規 模 改 修 事 業	令 和 3 年 度	680,000
保 育 士 宿 舎 借 り 上 げ 支 援 事 業	令 和 3 年 度	45,000
保 育 所 整 備 推 進 事 業	令 和 3 年 度	161,700
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 事 業	令 和 3 年 度	20,000
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 リ ー ス 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	20,100
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 リ ー ス 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 6 年 度	3,900
公 立 直 営 保 育 所 給 食 調 理 業 務 民 間 委 託 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	155,700
公 用 車 リ ー ス 経 費 (子 ども 総 合 セ ン タ ー)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 6 年 度	4,700
新 科 学 館 整 備 事 業	令 和 3 年 度	474,400
環 境 パ ト ロ ー ル 車 リ ー ス 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	2,700

公用車リース経費(アジア低炭素化センター)	自 至 令和 3 年 度 令 和 8 年 度	1,300
公用車における次世代自動車普及事業	自 至 令和 3 年 度 令 和 10 年 度	7,000
ごみ収集車両リース経費	自 至 令和 3 年 度 令 和 4 年 度	1,000
公用車リース経費(ごみ収集管理業務)	自 至 令和 3 年 度 令 和 8 年 度	14,300
ごみ収集指定袋制実施事業(保管配送)	自 至 令和 3 年 度 令 和 5 年 度	89,800
ごみ収集指定袋制実施事業	令和 3 年 度	175,000
ごみ処理委託経費	自 至 令和 3 年 度 令 和 7 年 度	1,158,500
公用車リース経費(ごみ処理等業務)	自 至 令和 3 年 度 令 和 8 年 度	2,400
粗大ごみ処理委託化事業	自 至 令和 3 年 度 令 和 7 年 度	1,800,000
公用車リース経費(焼却工場管理業務)	自 至 令和 3 年 度 令 和 8 年 度	4,700
皇后崎工場機器整備事業	令和 3 年 度	186,000
シニアの働きやすいお仕事開拓事業	自 至 令和 3 年 度 令 和 4 年 度	9,300
高齢者就業支援センター運営委託事業	自 至 令和 3 年 度 令 和 4 年 度	47,600

事 項	期 間	限 度 額
若者ワークプラザ北九州運営事業	自 令和3年度 至 令和4年度	125,000 ^{千円}
公用車リース経費（農林水産振興業務）	自 令和3年度 至 令和9年度	5,400
公用車リース経費（有害鳥獣対策業務）	自 令和3年度 至 令和5年度	900
北九州市中小企業事業承継資金 融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業 事業承継資金金融 要綱の存する期間	北九州市中小企業事業承継資金 融資信用保証の事故率3%以内 における福岡県信用保証協会 損失負担額の1/2額
公用車リース経費（土木管理業務）	自 令和3年度 至 令和9年度	18,800
道路新設改良事業（横代南町山手1号線）	自 令和3年度 至 令和5年度	3,525,000
河川改良事業（金山川）	自 令和3年度 至 令和5年度	1,710,000
公用車リース経費（都市計画業務）	自 令和3年度 至 令和9年度	1,000
港湾情報システム保守管理委託事業	自 令和3年度 至 令和6年度	126,400
公用車リース経費（建築管理業務）	自 令和3年度 至 令和9年度	16,800
市営住宅整備事業（井手尾団地ほか）	自 令和3年度 至 令和4年度	1,060,000
市営住宅耐震改修事業	令和3年度	188,000

市 営 住 宅 計 画 保 全 事 業	令 和 3 年 度	104,000
予 防 情 報 シ ス テ ム 及 び 総 合 防 災 情 報 シ ス テ ム 運 用 保 守 事 業	令 和 3 年 度	8,700
消 防 通 信 指 令 シ ス テ ム 中 間 更 新 経 費	令 和 3 年 度	971,400
公 用 車 リ ー ス 経 費 (消 防 業 務)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 10 年 度	9,200
公 用 車 リ ー ス 経 費 (防 災 業 務)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	1,200
公 用 車 リ ー ス 経 費 (学 校 教 育 関 連 業 務)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 9 年 度	9,900
教 育 総 務 事 務 セ ン タ ー 委 託 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	807,700
通 学 支 援 事 業 (学 校 規 模 適 正 化)	令 和 3 年 度	6,300
タ ブ レ ッ ト 整 備 事 業 (小 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	596,600
学 校 給 食 調 理 業 務 民 間 委 託 事 業 (小 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	1,360,600
パ ソ コ ン 整 備 事 業 (小 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 8 年 度	535,500
小 学 校 外 国 語 活 動 補 助 事 業	令 和 3 年 度	150,500
小 学 校 建 設 事 業	令 和 3 年 度	4,300

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 建 設 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	59,700 ^{千円}
タ ブ レ ッ ト 整 備 事 業 (中 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	19,800
学 校 給 食 調 理 業 務 民 間 委 託 事 業 (中 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	530,700
中 学 校 完 全 給 食 実 施 事 業 (配 送 業 務 委 託)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	862,200
パ ソ コ ン 整 備 事 業 (中 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 8 年 度	141,700
中 学 校 ・ 高 等 学 校 外 国 語 指 導 助 手 配 置 事 業	令 和 3 年 度	114,000
中 学 校 建 設 事 業	令 和 3 年 度	7,600
中 学 校 建 設 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	40,400
パ ソ コ ン 整 備 事 業 (高 等 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	99,200
特 別 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 運 行 委 託	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	218,700
パ ソ コ ン 整 備 事 業 (特 別 支 援 学 校)	自 至 令 和 3 年 度 令 和 8 年 度	78,800
特 別 支 援 学 校 建 設 事 業	令 和 3 年 度	1,851,100

特別支援学校建設事業	自 令和3年度 至 令和7年度	31,200
パソコン整備事業（幼稚園）	自 令和3年度 至 令和8年度	63,000
中央図書館窓口業務等委託事業	自 令和3年度 至 令和5年度	226,500
令和2年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和2年度 至 令和12年度	元金 1,176,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 令和2年度 至 令和22年度	借入金 6,565,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 2,310,200	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	1,382,500			
子ども家庭施設建設事業	840,900			
環境施設建設事業	2,190,800			
労働施設建設事業	4,000			
農林水産施設建設事業	134,500			
産業経済施設建設事業	394,400			
土木施設建設事業	16,620,200			
港湾施設建設事業	3,188,800			
建築行政施設建設事業	1,469,000			
消防施設建設事業	1,308,200			

教育施設建設事業	1,751,400			
臨時財政対策債	25,000,000			

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 2 年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,326,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		15,571,288 ^{千円}
	1 国民健康保険料	15,571,288
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		20
	1 国庫補助金	20
4 県支出金		73,459,317
	1 県負担金	266,013
	2 県補助金	73,193,304
5 繰入金		10,583,000
	1 繰入金	10,583,000

6	繰越金		1,522,965	
		1	繰越金	1,522,965
7	諸収入		189,400	
		1	延滞金加算金及び過料	7,010
		2	雑収入	182,390
歳入合計			101,326,000	

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,673,354 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,673,354
2 保 険 給 付 費		72,290,347
	1 保 険 給 付 費	72,290,347
3 国民健康保険事業費納付金		26,323,198
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	19,255,199
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,275,581
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	1,792,418
4 保 健 事 業 費		858,691
	1 保 健 事 業 費	858,691
5 諸 支 出 金		130,410

	1 償還金及び還付加算金	51,010
	2 繰出金	79,400
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	101,326,000

議案第 3 号

令和2年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和2年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		135,775 <small>千円</small>
	1 使用料	135,775
2 繰入金		138,535
	1 繰入金	138,535
3 繰越金		28,000
	1 繰越金	28,000
4 諸収入		37,690
	1 貸付金収入	10,000
	2 雑収入	27,690
歳 入 合 計		340,000

歳 出

款	項	金 額
1 食肉センター費		339,800 <small>千円</small>
	1 食肉センター費	301,725
	2 繰 出 金	38,075
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		340,000

令和2年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和2年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 771,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		454,656 ^{千円}
	1 使用料	454,656
2 繰入金		49,956
	1 繰入金	49,956
3 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
4 諸収入		136,488
	1 雑収入	136,488
5 市債		90,000
	1 市債	90,000
歳入合計		771,100

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		769,100 <small>千円</small>
	1 卸 売 市 場 費	683,386
	2 繰 出 金	85,714
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		771,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 90,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

令和2年度 北九州市 渡船特別会計 予算

令和2年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 382,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 64,711
	1 使用料	64,668
	2 手数料	43
2 国庫支出金		48,002
	1 国庫補助金	48,002
3 県支出金		9,564
	1 県補助金	9,564
4 財産収入		1,015
	1 財産運用収入	1,015
5 繰入金		258,098
	1 繰入金	258,098

6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		1,500
	1 雑収入	1,500
歳入合計		382,900

歳 出

款	項	金 額
1 渡 船 事 業 費		382,700 ^{千円}
	1 渡 船 事 業 費	374,274
	2 繰 出 金	8,426
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	382,900

令和2年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和2年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,886
	1 使用料	2,876
	2 手数料	10
2 国庫支出金		282,500
	1 国庫補助金	282,500
3 財産収入		14,306
	1 財産貸付収入	5,306
	2 財産売払収入	9,000
4 繰入金		669,308
	1 繰入金	669,308
5 繰越金		30,000

	1 繰越金	30,000
6 諸収入		8,200
	1 雑収入	8,200
7 市債		602,800
	1 市債	602,800
歳入合計		1,610,000

歳 出

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		1,610,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	1,126,678
	2 繰 出 金	483,322
歳 出 合 計		1,610,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
折 尾 土 地 区 画 整 理 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 8 年 度	10,800 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 602,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 2 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 2 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 清算徴収金		208 <small>千円</small>
	1 清算徴収金	208
2 繰越金		782
	1 繰越金	782
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	1,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		1,000 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業清算費	300
	2 繰 出 金	700
歳 出 合 計		1,000

令和2年度 北九州市港湾整備特別会計予算

令和2年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,292,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,715,517 ^{千円}
	1 使用料	2,715,517
2 財産収入		194,464
	1 財産運用収入	158,399
	2 財産売却収入	36,065
3 繰入金		339,552
	1 特別会計繰入金	339,552
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		83,457
	1 延滞金加算金及び過料	10

	2 雜 入	83,447
6 市 債		1,959,000
	1 市 債	1,959,000
歲 入 合 計		5,292,000

歲 出

款	項	金 額
1 港 灣 整 備 事 業 費		5,287,000 <small>千円</small>
	1 機 能 施 設 事 業 費	2,521,509
	2 繰 出 金	2,765,341
	3 基 金 積 立 金	150
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歲 出 合 計		5,292,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	<small>千円</small> 1,959,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

令和2年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和2年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,815,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		118,515,000 ^{千円}
	1 繰 入 金	118,515,000
2 市 債		61,300,000
	1 市 債	61,300,000
歳 入	合 計	179,815,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		177,278,760 ^{千円}
	1 公 債 費	177,278,760
2 繰 出 金		2,536,240
	1 繰 出 金	2,536,240
歳 出 合 計		179,815,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 61,300,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

令和 2 年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 2 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		298 ^{千円}
	1 県 補 助 金	298
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		5,692
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,582
	2 雑 収 入	110
歳 入	合 計	6,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		6,000 <small>千円</small>
	1 住宅新築資金等貸付事業費	1,498
	2 繰 出 金	4,502
歳 出 合 計		6,000

令和2年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和2年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,896,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,490,210 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	2,490,200
2 繰 入 金		38,990
	1 繰 入 金	38,990
3 市 債		2,366,800
	1 市 債	2,366,800
歳 入	合 計	4,896,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		4,896,000 ^{千円}
	1 土地先行取得費	2,369,000
	2 繰 出 金	2,527,000
歳 出	合 計	4,896,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	2,366,800 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和2年度 北九州市 駐車場特別会計予算

令和2年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 343,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		330,726 ^{千円}
	1 使用料	330,726
2 繰越金		12,181
	1 繰越金	12,181
3 諸収入		393
	1 雑収入	393
歳 入	合 計	343,300

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		342,800 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	213,613
	2 繰 出 金	129,187
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		343,300

議案第 13 号

令和 2 年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 593,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		16,421 ^{千円}
	1 繰 入 金	16,421
2 繰 越 金		320,789
	1 繰 越 金	320,789
3 諸 収 入		256,090
	1 貸 付 金 元 利 収 入	256,090
歳 入	合 計	593,300

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		593,300 ^{千円}
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	176,468
	2 繰 出 金	416,832
歳 出	合 計	593,300

議案第 14 号

令和 2 年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和 2 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,242,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		854,823 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	19,124
	2 財 産 売 払 収 入	835,699
2 繰 越 金		383,548
	1 繰 越 金	383,548
3 諸 収 入		4,129
	1 雑 入	4,129
歳 入	合 計	1,242,500

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		1,242,500 <small>千円</small>
	1 産業用地整備事業費	612,247
	2 繰 出 金	630,253
歳 出 合 計		1,242,500

議案第 15 号

令和2年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和2年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 <small>千円</small>
	1 分 担 金	10
2 使用料及び手数料		2,733
	1 使 用 料	2,733
3 繰 入 金		31,953
	1 繰 入 金	31,953
4 繰 越 金		3,010
	1 繰 越 金	3,010
5 諸 収 入		94
	1 貸 付 金 収 入	84
	2 雑 収 入	10

歲 入 合 計	37,800
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		36,800 <small>千円</small>
	1 漁 業 集 落 排 水 費	19,561
	2 繰 出 金	17,239
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		37,800

令和2年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和2年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,316,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		17,689,155 ^{千円}
	1 介 護 保 険 料	17,689,155
2 使 用 料 及 び 手 数 料		11,292
	1 手 数 料	11,292
3 国 庫 支 出 金		25,694,600
	1 国 庫 負 担 金	17,462,940
	2 国 庫 補 助 金	8,231,660
4 支 払 基 金 交 付 金		27,431,496
	1 支 払 基 金 交 付 金	27,431,496
5 県 支 出 金		15,218,544
	1 県 負 担 金	14,409,291

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	809,243
6 財産収入		931
	1 財産運用収入	921
	2 財産売却収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		19,562,315
	1 一般会計繰入金	16,796,125
	2 基金繰入金	2,766,190
9 繰越金		422,591
	1 繰越金	422,591
10 諸収入		6,788

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 <small>千円</small>
	2 雑入	6,778
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント 事業費収入		278,268
	1 介護予防サービス計画費収入	278,248
	2 介護予防ケアマネジメント 事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント 事業繰越金	10
歳入	合計	106,316,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,289,636 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	1,408,172
	2 介 護 認 定 費	881,464
2 保 険 給 付 費		98,068,343
	1 介 護 サービス等諸費	98,068,343
3 地 域 支 援 事 業 費		5,448,032
	1 地 域 支 援 事 業 費	5,448,032
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	10
5 基 金 積 立 金		911
	1 基 金 積 立 金	911

款	項	金額
6 諸支出金		30,800 ^{千円}
	1 償還金及び還付加算金	30,800
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
8 介護予防ケアマネジメント事業費		278,268
	1 介護予防サービス計画等諸費	278,268
歳出	合計	106,316,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書作成等経費	自 令和3年度 至 令和5年度	58,800 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	10 ^{千円}	証書借入	無 利 子 [%]	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

令和 2 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 2 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10 ^{千円}
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		6,880
	1 繰 越 金	6,880
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	6,900

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		6,900 <small>千円</small>
	1 空港関連用地整備事業費	6,875
	2 繰 出 金	25
歳 出 合 計		6,900

議案第 18 号

令和 2 年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

令和 2 年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 405,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10 ^{千円}
	1 手数料	10
2 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
3 繰入金		260,918
	1 繰入金	260,918
4 繰越金		144,052
	1 繰越金	144,052
5 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入	合計	405,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		405,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	86,462
	2 繰 出 金	318,538
歳 出 合 計		405,000

令和 2 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 2 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		427,300 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	427,300
歳 入 合 計		427,300

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		427,300 ^{千円}
	1 臨海部産業用地貸付事業費	427,300
歳 出 合 計		427,300

議案第 20 号

令和 2 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,656,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		11,934,366 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	11,934,366
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		4,286,611
	1 繰 入 金	4,286,611
4 繰 越 金		434,326
	1 繰 越 金	434,326
5 諸 収 入		597
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	316

	3 雑 入	261
歳 入	合 計	16,656,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		508,834 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	407,419
	2 徴 収 費	101,415
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		16,075,369
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	16,075,369
3 諸 支 出 金		21,797
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	21,797
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	16,656,000

議案第 21 号

令和 2 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 2 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		64,458 ^{千円}
	1 発 電 収 入	64,458
2 繰 越 金		31,942
	1 繰 越 金	31,942
歳 入	合 計	96,400

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		89,400 <small>千円</small>
	1 市民太陽光発電所事業費	17,549
	2 繰 出 金	71,851
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		96,400

令和 2 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 2 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,568,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		2,747,400 ^{千円}
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,747,400
2 市 債		820,800
	1 市 債	820,800
歳 入	合 計	3,568,200

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管 理 事 業 費		3,568,200 <small>千円</small>
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	820,800
	2 繰 出 金	2,747,400
歳 出 合 計		3,568,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 820,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和2年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	505,929戸
(2) 総配水量	105,243千m ³
(3) 一日平均配水量	288,337m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	5,055,698千円
ロ 浄水場整備事業	1,600,546千円
ハ 導送水施設整備事業	826,229千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5事業者
(2) 総給水量	7,300千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		20,274,497千円
第1項 営業収益		17,587,779千円
第2項 営業外収益		2,686,691千円
第3項 特別利益		27千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		19,671,764千円
第1項 営業費用		17,167,364千円
第2項 営業外費用		2,491,577千円
第3項 特別損失		12,823千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		836,619千円
第1項 営業収益		738,860千円
第2項 営業外収益		97,749千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		827,403千円
第1項 営業費用		703,945千円
第2項 営業外費用		123,448千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,809,292千円（水道事業 7,619,135千円、水道用水供給事業 190,157千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 水道事業資本的収入		5,893,401千円
第1項 企 業 債		4,983,000千円
第2項 国 県 補 助 金		109,988千円
第3項 出 資 金		101,289千円
第4項 工 事 負 担 金		695,104千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第6項 基 金 収 入		1,000千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000千円
第8項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 水道事業資本的支出		13,512,536千円
第1項 施 設 費		10,149,442千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,290,429千円
第3項 投 資		1,000千円
第4項 預 託 金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		68,665千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業資本的収入		20,020千円
第1項 工事負担金		20,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業資本的支出		210,177千円
第1項 施設費		34,063千円
第2項 企業債償還金		176,114千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和3年度	800,000 ^{千円}
宗像地区水道料金等徴収業務委託経費	自 令和3年度 至 令和7年度	723,000
システム基盤更新業務委託経費	自 令和3年度 至 令和7年度	73,000
配水管整備事業	令和3年度	140,000
導送水施設整備事業	令和3年度	303,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 4,983,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,256千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 71事業所 |
| (2) 総給水量 | 41,138千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 112,707m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		2,000,727千円
第1項 営 業 収 益		1,774,428千円
第2項 営 業 外 収 益		226,289千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費		1,771,406千円
第1項 営 業 費 用		1,672,842千円
第2項 営 業 外 費 用		98,554千円
第3項 特 別 損 失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 566,151千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入		429,453千円
第1項 企業債		256,000千円
第2項 国庫補助金		45,933千円
第3項 工事負担金		127,500千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出		995,604千円
第1項 施設費		812,404千円
第2項 企業債償還金		183,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
システム基盤更新業務委託経費	自 令和3年度 至 令和7年度	6,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 256,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,136千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度 北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	98台
ロ 年間走行キロメートル	3,646,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	5,479,000人
ニ 一日平均輸送人員	15,011人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	22台
ロ 年間走行キロメートル	505,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	602,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,649人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	78,000千円
ロ 旅客自動車整備事業	12,210千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,061,941千円
第1項 営業収益		1,912,726千円
第2項 営業外収益		149,195千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,035,979千円
第1項 営業費用		1,931,217千円
第2項 営業外費用		102,752千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 132,389千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		73,252千円
第1項 企業債		70,000千円
第2項 国庫補助金		10千円
第3項 県支出金		3,222千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	205,641千円
第1項 建設改良費	131,875千円
第2項 企業債償還金	71,766千円
第3項 予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 60,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
旅客自動車整備事業	10,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、116,867千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 12,300千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		325,374千円
第1項 医業収益		58,009千円
第2項 医業外収益		267,355千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		479,750千円
第1項 医業費用		429,469千円
第2項 医業外費用		50,271千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		320,930千円
第1項 企業債		12,300千円
第2項 出資金		308,630千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		320,930千円
第1項 建設改良費		12,300千円
第2項 企業債償還金		308,630千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北九州市立門司病院 主要設備改修事業	千円 12,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,000千円である。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	146,177千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	20戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管 渠 布 設	6,780,040千円	門司区大里新町地区、小倉北区昭和町地区、八幡西区萩原地区、戸畑区天籟寺地区等
ロ ポンプ場整備	524,960千円	神嶽ポンプ場等
ハ 処理場整備	543,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	27,767,280千円
第1項 営業収益	21,907,454千円
第2項 営業外収益	5,859,796千円
第3項 特別利益	30千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業費	27,399,512千円
第1項 営業費用	24,851,764千円
第2項 営業外費用	2,527,728千円
第3項 特別損失	20,020千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,909,575千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>
第1款 下水道事業資本的収入	12,968,583千円
第1項 企業債	6,497,000千円
第2項 国庫補助金	3,862,450千円
第3項 負担金	451,068千円
第4項 寄附金	6,234千円
第5項 貸付金回収金	1,811千円
第6項 基金繰入金	2,150,000千円
第7項 その他資本的収入	20千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業資本的支出	23,878,158千円
第1項 建設改良費	12,104,954千円
第2項 企業債償還金	9,363,654千円
第3項 投資	2,409,550千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施 設 改 良 事 業	令 和 3 年 度	240,000 ^{千円}
下 水 道 建 設 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	2,900,000
施 設 改 良 事 業	自 至 令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	900,000
負 担 金 工 事	自 至 令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	600,000
シ ス テ ム 基 盤 更 新 業 務 委 託 経 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 7 年 度	34,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 6,497,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,454,220千円である。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75日
(2) 年間車券発売金	32,600,000千円
(3) 1日平均車券発売金	434,667千円
(4) 年間場間場外発売金	4,650,600千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	449,131千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	168日
(2) 年間舟券発売金	83,800,000千円
(3) 1日平均舟券発売金	498,810千円
(4) 年間場間場外発売金	11,218,000千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	200,497千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業収益		33,952,805千円
第1項 営業収益		33,576,187千円
第2項 営業外収益		356,608千円
第3項 特別利益		20,010千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業費		33,615,049千円
第1項 営業費用		33,563,205千円
第2項 営業外費用		51,824千円
第3項 特別損失		20千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業収益		86,634,482千円
第1項 営業収益		86,553,790千円
第2項 営業外収益		80,682千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 モーターボート競走事業費		82,648,143千円
第1項 営業費用		82,568,764千円
第2項 営業外費用		79,359千円
第3項 特別損失		20千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,350,728千円（競輪事業 542,731千円、モーターボート競走事業 2,807,997千円）は利益剰余金処分額 2,000,000千円及び損益勘定留保資金等 1,350,728千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業資本的収入		1,347,000千円
第1項 出 資 金		1,300,000千円
第2項 固定資産売却代金		47,000千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業資本的支出		1,889,731千円
第1項 建設改良費		462,131千円
第2項 企業債償還金		1,265,000千円
第3項 投 資		162,600千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,400,010千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 基金繰入金		1,400,000千円

支 出

第2款 モーターボート競走事業資本的支出	4,208,007千円
第1項 建設改良費	595,310千円
第2項 企業債償還金	182,700千円
第3項 投 資	1,429,997千円
第4項 繰 出 金	2,000,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北九州メディアドームバンク・アリーナ 照 明 L E D 化 工 事	令和3年度	559,755 ^{千円}
北九州メディアドーム発電設備更新電気計装工事	令和3年度	777,626
小倉競輪実施事務等包括委託事業	自 令和3年度 至 令和4年度	1,225,680

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 2,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 2,000,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。